

特別定額給付金について

R2.5.10

町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に対し、ご理解とご協力頂き、お礼申し上げます。

政府では、緊急経済対策として令和2年4月27日に、住民基本台帳に記録されている方を対象に特別定額給付金給付事業を決定しました。これを受け、本町での取り扱いについて下記のとおりお知らせします。

① 申請書の配達について

5月14日より、順次各家庭に申請書を配達します。

内容をご確認の上、申請してください。



② 申請方法について

(1) オンライン申請

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル上の申請画面から申請できます。

5月11日よりマイナポータルでの申請ができますので、ご利用ください。

マイナポータル https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_2nitDiscsys.form

(2) 郵送申請

申請書に必要事項を記入し、本人確認書類等のコピーとあわせて、同封の返信用封筒を利用して申請してください。

・本人確認必要書類…運転免許証、マイナンバーカードなどの顔写真付き書類のコピーを1点
もしくは、健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証などのコピーを2点

※本人確認書類が不明な場合は電話で相談して下さい。



(3) 臨時窓口

・5月15日～6月5日(月曜～金曜日 午前10時から午後3時まで)

開発センター町民ホールにて、申請方法がわからない方に対して臨時窓口を開設します。

・各公民館窓口

※感染拡大防止の観点から役場への来庁はお控えくださいますよう、ご理解とご協力をお願いします。

③ 給付時期について

5月15日から申請を受付開始し受領後、**5月下旬より順次給付します。**

申請後の給付金受給時期については、事務処理上、一定期間を要することとなります。皆様のお手元に早期にお届けできますよう努めてまいりますのでご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

④ 支給額

一人あたり10万円



＝ ご不明な点やご相談はこちらまで ＝

標茶町新型インフルエンザ等対策本部特別定額給付金部

標茶町役場総務課内 TEL 015-485-2111 内線 292・294